

紀宝町商業活性化委員会

紀宝町店舗等魅力アップ補助金

紀宝町内で地域に根差した事業を行っている方に対して、店舗改装及び広告宣伝等を行う事による店舗魅力アップ及び集客力の向上に積極的に取り組む事業者を支援します。

1. 申請期間

第1回申請期間：令和7年5月7日（水）～令和7年6月30日（月）まで

※第1回受付後、定員に達しなかった場合は随時申請を受付ます。事務局にお問い合わせ下さい。

2. 補助対象者 ※以下の条件を全て満たす必要があります。

- (1) 紀宝町内の飲食業・小売業・サービス業に該当する実店舗を経営している、または紀宝町内に移転等する事業者であること。
- (2) 令和7年4月1日～令和8年2月28日の期間内に事業が完了していること。
- (3) 市町村民税等の滞納がない者であること。

※1年以内に売上アップにつながることが見込まれる事業が対象。

3. 補助内容・要件

- (1) 補助率：補助対象経費の1/2以内、**最大50万円まで**。
- (2) 補助対象経費：店舗の魅力及び集客力向上に係る実施期間内において要した次の経費。
 - ① 店舗等移転、改修に係る経費（敷金・礼金・保証金を除く、20万円以上の改修に限る）
ただし、店舗兼住宅における改修費用については住宅部分に係る経費は対象外とする。
 - ② 店舗等移転に伴うの家賃補助（家賃補助は最長1年とし上限3万円/月）
ただし、店舗兼住宅における家賃補助について住宅部分に係る費用は対象外とする。
 - ③ 広告宣伝費（広告宣伝費の補助金上限は30万円）
 - ④ 店舗改修を目的とした融資に際し、融資を受けた者が三重県信用保証協会に支払った保証料
（保証料の補助金上限は15万円）
 - ⑤ その他、委員長が必要と認めた経費
- (3) 補助対象事業の実施期間：令和7年4月1日～令和8年2月28日

※実施期間内に補助対象経費の支払いができない場合は、補助金の交付対象外となる場合があります。

4. 申請書類

- (1) 紀宝町店舗等魅力アップ補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書
- (3) 誓約書（様式第2号）
- (4) 見積書又は契約書
- (5) 市町村民税を滞納していないことを証する書類
- (6) 身分証明書等の写し
個人 ⇒ 運転免許証等
法人 ⇒ 代表者の運転免許証等・履歴事項全部証明書
- (7) 直近1期分の財務諸表の写し
- (8) その他委員長が必要と認める書類

※申請書類(1)(2)(3)については、紀宝町役場ホームページからダウンロードして下さい。
※ダウンロードが出来ない方は、下記「問い合わせ先」でも、申請書類を準備しています。

5. 審査基準・結果通知

- (1) 審査は、対象者、対象事業、対象経費、申請書類等の要件審査に加え、事業の実現可能性、収益性、継続性及び独創性等を主な基準として審査し、予算の範囲内で補助金の交付を決定します。
- (2) 前項の基準において、申請者が紀宝町の住民票を有している場合は、これを優先する事があります。

6. 交付決定後の義務

- (1) 交付決定事業者は、補助対象事業が完了した場合は、その日から起算して30日以内又は令和8年3月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を委員長に提出しなければならない。
- (2) 上記の他、詳細は本事業の交付要領に基づきます。

7. 申請書類提出先・問合せ先

【紀宝町商業活性化委員会】

紀宝町役場 産業振興課 ☎0735-33-0336 〒519-5701 三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿 324

紀宝町商工会 ☎0735-29-1515 〒519-5713 三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿 1410

★申請書類は紀宝町役場 産業振興課 又は 紀宝町商工会で受付けます。

補助金の詳細については紀宝町ホームページに掲載している、

紀宝町商業活性化委員会 紀宝町店舗等魅力アップ補助金交付要綱をご覧ください。

申請書類等様式についても掲載しております。

紀宝町 HP⇒ <https://www.town.kiho.lg.jp/news/28342/>

紀宝町 HP
QRコード

